

特定生産緑地（日野市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	地区 番号	特定生産 緑地番号	位置	面積		申出基準日	備考	図面 番号	
				元の生産 緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
					既に指定され ている区域				新たに指定 する区域
1	19	19-23	栄町五丁目地内	約890㎡	約810㎡	約80㎡	2023年10月27日		1
2	473	473-23	百草地内	約19,040㎡	約16,900㎡	約140㎡	2023年10月27日		2